

# What's New



平成31年2月1日

柳津町商工会

<http://www.yanaizu.net/>

TEL(058)387-6464

FAX(058)387-6878

[yanaidu@ml.gifushoko.or.jp](mailto:yanaidu@ml.gifushoko.or.jp)

地域経済の動き、消費動向・トレンド等、経営に役立つ情報を定期的にお届けします。

▶12月の岐阜県の経済・雇用の状況（1月18日、岐阜県商工労働部「ぎふ経済レポート」から抜粋）

**【景況感】景気は、一部に弱さもみられるが、緩やかな回復が続いている。（前月据え置き）**

景況感は据え置かれていますが、先行きは楽観視できません。特に、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減退に伴い輸出産業の他、春節を控えインバウンド関連へも影響する恐れがあります。

**【製造業】好調さを維持する一方で、受注鈍化等の懸念もある**

**【地場産業】厳しい状況が続いている**

**【設備投資】投資意欲の減退が懸念される**

米中摩擦の長期化等による影響から、今後は設備投資の減退が懸念されます。

**【個人消費】全体的に緩やかな回復に留まっている**

ホームセンターや百貨店・スーパー等が前年同期を下回り、全体として微増に留まっています。

**【観光】観光客数、宿泊客数ともに前年同月を上回った**

1か月を通して天候に恵まれたため、観光客数、宿泊客数とも前年同月を上回りました。

**【資金繰り】良好な資金繰り環境の一方、小規模企業には厳しい状況が続く**

**【雇用】人手不足の状態が慢性化している**

▶**消費税の改正（2019年10月1日改正） 5**

**（軽減税率実施後の価格表示）**

課税事業者が消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

消費税軽減税率実施後は、例えばイートインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される税率が異なる場合が想定されます。

このような場合の価格表示の方法については、消費者庁から公表されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」に示されており、例えば以下（下図）の方法があります。

なお、2021年3月31日までは、誤認防止措置を講じている場合に限り税抜価格による表示も認められます。

**【イートインスペースがある小売店の価格表示の例】**

異なる税込価格を設定する場合		税込価格を統一する場合
① 持ち帰りと店内飲食 両方の税込価格を表示	② 店内掲示等を行うことを前提にど ちらか一方のみの税込価格を表示	③ 持ち帰りと店内飲食を 同一の税込価格で表示
<p>総菜パン 持ち帰り 162円 〔店内飲食〕 165円</p>	<p>総菜パン 162円</p> <p>(店内掲示) 店内飲食される場合、価格が異なります。</p>	<p>あんパン 170円</p>

**（帳簿及び請求書の記載）**

消費税軽減税率導入後2023年9月30日までの間、課税事業者が仕入控除の適用を受けるためには、今までの帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）への記載事項に加えて、次の事項の記載が必要になります。

①帳簿：軽減税率の対象品目である旨

②請求書等：軽減税率の対象品目である旨及び税率ごとに合計した税込対価の額

また、免税事業者であっても、課税事業者へ商品等を販売した場合、区分記載請求書等の交付を求められることがありますので、留意が必要です。

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

## 制度の特長

### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模共済

検索

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

